

指定地方公共機関について

1 指定地方公共機関とは

都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関として政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいいます。

2 指定地方公共機関の責務

(1) 共通事項

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有します。
- ② 国、地方公共団体並びに指定地方公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければなりません。
- ③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検。施設・設備の整備・点検をする必要があります。
- ④ その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成しなければなりません。

(2) 個別事項

- ① 医療機関・医薬品等製造販売業者等
医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保する。
- ② 電気・ガス・水道事業者等
電気・ガス・水の安定的かつ適切に供給する。
- ③ 運送事業者
旅客及び貨物の運送を実施する。
- ④ 電気通信事業者
通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱い。

3 業務計画について

(1) 業務計画とは

新型インフルエンザ等対策業務及び当該業務を実施するための体制(人員計画等)等を記載するものです。

(2) 報告等

業務計画を作成し、県への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表

(3) 記載項目

- ① 新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- ② 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ その他新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

鹿児島県における指定地方公共機関

業 種	指定地方公共機関	指定日
(1) 医療機関	公益社団法人 川内市医師会立市民病院	平成26年3月14日
(1) 医療機関	公益社団法人 曾於医師会立病院	平成26年3月14日
(1) 医療機関	社会医療法人義順顕彰会 種子島医療センター	平成26年3月14日
(1) 医療機関	国立大学法人 鹿児島大学病院	平成26年3月14日
(2) 医療関係団体	公益社団法人 鹿児島県医師会	平成26年3月14日
(2) 医療関係団体	公益社団法人 鹿児島県歯科医師会	平成26年3月14日
(2) 医療関係団体	公益社団法人 鹿児島県薬剤師会	平成26年3月14日
(2) 医療関係団体	公益社団法人 鹿児島県看護協会	平成26年3月14日
(3) 医薬品卸業	鹿児島県医薬品卸業協会	平成26年3月14日
(4) 電気事業者	屋久島電工株式会社	平成26年3月14日
(5) ガス事業者	日本瓦斯(ガス)株式会社	平成26年3月14日
(6) 鉄道事業者	肥薩おれんじ鉄道株式会社	平成26年3月14日
(8) 貨物運送事業者	公益社団法人 鹿児島県トラック協会	平成26年3月14日
(11) 水運事業者	折田汽船株式会社	平成26年3月14日
(11) 水運事業者	マリックスライン株式会社	平成26年3月14日
(11) 水運事業者	コスモライン株式会社	平成26年3月14日